

和水町賃借料情報

農地法の改正に伴い、標準小作料の制度が廃止され、農業委員会が農地の賃借料情報を提供することとなっています。

この「賃借料情報」は、実勢の集計値の情報です。

実際の契約の際は、貸し手、借り手の双方でよく話し合って決めて下さい。

令和 4 年 1 月から令和 4 年 12 月までに締結（公告）された賃借における賃借料水準（10a 当たり）は、以下のとおりです。

No.	区 分	平均額	最高額	最低額	データ数 （筆数）
1	田 （水稻）	9,600 円	15,200 円	3,500 円	200
2	田・畑 （施設）	6,600 円	8,200 円	5,000 円	2
3	普 通 畑	8,400 円	12,700 円	2,700 円	33
4	樹 園 地	7,200 円	13,100 円	4,500 円	13
5	牧 草 畑	4,200 円	5,000 円	2,600 円	17

注1 賃借料を物納としている場合は、60 キロ当たり 10,800 円で換算しています。

注2 平均額は、データ数による加重平均です。

〈問い合わせ先〉

和水町農業委員会 事務局

TEL：0968-34-3111